

平成29年度第2回東久留米市地域自立支援協議会

平成29年6月22日

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

これより、平成29年度第2回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

まず初めに、資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。一番上にありますのが本日の次第でございます。続きまして資料1-1、A3の資料で「平成29年10月から家庭ごみ有料化が始まります」という資料でございます。資料1-2「平成29年第1回相談支援部会報告」でございます。資料2-1-①「第4期東久留米市障害福祉計画のPDCA表」でございます。資料2-1-②「平成27年度福祉施設から一般就労した者の職場定着状況について」でございます。資料2-2「障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査(案)」でございます。配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただく前に、事務局よりお願いです。進行ですが、議事録を作成いたしますので、ご発言のときはお名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。ご発言の際は着席のままで結構でございます。また、手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうとどちらの方の発言かわかりにくくなります。ご発言はお一人ずつお願いいたします。

事務局からは以上となります。

それでは、澤会長、よろしくをお願いいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。本日もよろしくをお願いいたします。

それでは、早速、報告事項から入りたいと思います。報告事項の1番目、家庭ごみの有料化に伴う指定収集袋の減免制度等についてということで、資料1-1をごらんください。それでは、こちらの説明をよろしくをお願いいたします。

【障害福祉課長】 皆様、こんにちは。ただいま、会長からお話ございました家庭ごみの有料化に伴う指定収集袋の減免制度についてでございます。皆様、市報などでご存じのことと思いますが、7月から戸別収集、10月から有料化ということで、市議会でもここまでいろいろと議論がなされて本日に至っ

ているところでございます。本日は、この中で、障害手帳、一定程度以上の方におきましての減免の制度について、ごみ対策課長に来ていただきまして、説明をしていただくということでございます。

それでは、よろしく申し上げます。

【ごみ対策課長】 それでは、皆様、改めましてこんにちは。本日は貴重なお時間をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより家庭ごみの減量化・資源化ということで分別排出にご協力いただきましてまことにありがとうございます。この場をおかりしてお礼申し上げます。私、ごみ対策課長をしております中谷と申します。よろしくお願いたします。

今、障害福祉課長からもお話がございましたが、家庭ごみ有料化につきましては、昨年の6月の市議会定例会におきまして、平成29年7月から家庭ごみの有料化、また全品目の個別収集の実施に向けまして条例改正、また、予算等につきましてご議決をいただいておりますが、家庭ごみ有料化につきましては本年10月へと延期し、全品目の個別収集につきましては予定どおり本年7月からの実施ということで進めていくところでございます。

有料化に伴いまして減免制度というものを設けてございます。本日、私のほうから、こちらのほうを中心にお話をさせていただければと思っております、後ほど資料のほうはごらんいただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

まず、29年10月から「家庭ごみ有料化が始まります」となっている右側に減免制度につきまして書かせていただいております。減免制度につきましては、家庭ごみ有料化の実施に当たりましては、ごみの排出は全ての市民の皆様が日常的に行っていただくということでございますが、新たなご負担をお願いする仕組みとなりますことから、低所得者等に対する経済的負担の軽減を考慮し、指定収集袋の枚数など一定の条件を付した形ではございますが、減免措置を講じてまいります。減免の対象といたしましては、こちら(1)から(7)まででございますとおり、生活保護を受給されていらっしゃる世帯、また、等級など限定をさせていただいておりますが、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の方が属する非課税世帯、また、児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受給されていらっしゃる世帯、老齢福祉年金を受給されていらっしゃる世帯などを対象といたしております。

右側の一番下の表が、交付を受けることができる枚数となっております。また、世帯の中で複数の要件を満たされる場合につきましては、いずれか1つの要件とさせていただきます、世帯の人数に応じまして、決定した指定収集袋をご配付させていただくということになってまいります。

また、減免の対象に該当される方の申請・配付方法につきましては、今後7月1日号の広報特集号の中でお知らせをしておりますが、その中には申請書を印刷してお持ちして、切り取ってご利用いただくというような形もとってまいりたいと思っております。また、指定収集袋の配付につきましては、市民の皆様への販売を9月から予定しておりますので、その前にご配付ができるように準備をしております。また、申請につきましては、本庁舎のほうにお越しをいただいで申請をしていただき、その場でご配付をしていくということを考えてございます。また、現在、該当することが想定される方に事前にお知らせができるように、障害福祉課とも調整をさせていただきまして、個別に案内を送らせていただけるように準備を進めているところでございます。また、申請につきましては郵送、また代理の方でもお受け付けができる仕組みを考えてございます。また、該当される方にはぜひご申請をしていただければと思っております。今後、サービスを利用されていらっしゃる方へのお声かけ、そういったものもご協力をいただければと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

私からの説明は以上とさせていただきます。

【会長】 ごみ対策課長、ありがとうございました。

今、減免制度というところについて概要をご説明いただきました。皆様方から何かご質問とかございますでしょうか。

【委員】 磯部ですが、グループホームの利用者の方は、これはどういうふうな扱いになるんですか。今までは一応家庭ごみということでしたいたんだんですけども、それについてはどうなっていますか。

【会長】 グループホームへの対応ということですね。

【委員】 はい。

【会長】 これは、何か。

【ごみ対策課長】 基本的に住民登録されていらっしゃるれば該当になりますので、ご申請いただければ対象になります。

【委員】 はがきは来るんですね。グループホームへ。

【ごみ対策課長】 送らせていただきます。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 グループホームの場合って何人……。

【ごみ対策課長】 ごめんなさい、申しわけないです。1人の交付枚数をその人1人にお渡しする。

【委員】 その人に。

【ごみ対策課長】 グループホームに行くというのではなくて。

【委員】 一人一人にという。

【ごみ対策課長】 個人個人にお渡しを。

【会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】 すみません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 一人一人に来るというんですが、5リットルが100枚来るということになるのかなと思うんですが、ごみは皆さん一緒に共通になるので、できれば大きいほうがこちらとしてはありがたいんです。そういうのって変更なんかはできるんですか。

【ごみ対策課長】 減免の制度につきましては、今回こういった形で世帯の人数に応じて袋の大きさは設定させていただいておりますので、ちょっと変更というのは効かない形にはなっております。ただ、ご意見としてそういうご意見があるということは、これからまた今後考えてまいりたいと思っております。

【会長】 磯部さん、よろしいですか。今ので。

【委員】 できればね、世帯という考え方が。スタッフは入らないもんね。

【会長】 確かにそうですね。

【委員】 わかりました。

【会長】 グループホームをどう世帯とみなすのかというのは、なかなかちょっと難しいところではあるんですが。当面は1人世帯扱いということで、個別に配付をいただくということですね。

【ごみ対策課長】 そうです。

【会長】 ありがとうございます。

また、このことについては、おそらく10月に始まって、いろいろと課題も見えてくるかとは思いますが、この席でもそういったところを挙げていただければと思います。私も実は勉強不足でもう一つよくわかっていないところはあるんですが、10月から始まるということで、減免のところを少し概要を説明していただきました。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の2番目に行きたいと思えます。相談支援部会報告ということで、こちらは高原委員のほうからでよろしいでしょうか。

【障害福祉課長】 会長すみません、ごみ対策課長ですが別の公務があつて失礼させていただきます。

【ごみ対策課長】 公務がございますので、これで失礼させていただきます。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 高原です。平成29年度第1回相談支援部会の報告をさせていただきます。資料1-2に議事録をつけておりますので、そちらをちょっと参考にさせていただければと思います。

行いましたのは6月6日の火曜日14時から16時ということで、東久留米市役所の602会議室で行いました。出席者はここに書いてあるとおりですけれども、今回は就労支援をテーマにしまして、ゲストとして就労支援室あおぞらとさいわい福祉センター就労支援室の職員に出席いただきました。

内容としましては、第1回自立支援協議会の概要を報告したのと、その後、就労支援ということで話をしました。この資料の中に下線が引かれているんですけども、これは地域課題、というものに下線を入れたというところですよ。

最初に、さいわい福祉センター就労支援室の職員にさいわい福祉センターの就労支援のパンフレットを持ってきていただきまして、それに基づいて現在の状況を説明していただきました。6月現在で、主に身体・知的障害の方の就労支援をされているというのがさいわい福祉センター就労支援室のほうですけども、6月現在で登録130人、うち99名が企業就労されているということ。それから就労ではなくて困っているという相談も月に四、五件あるということ。知的でも精神の支援が必要な人などもあって、横で連携して支援しているということでした。

就労支援室あおぞらのほうは精神障害の方を主な対象としておりまして、平成28年度は登録72名、そのうち40名が就職されていると。主に事務・店員・清掃関係ということでした。登録者数等が増えていまして、平成27年から28年では登録者数が4割増えて、支援者数、就労している人が7割増えているというご報告でした。発達障害や高次脳機能障害の方も利用されているということです。あと、鬱の相談もあるとかいろいろありますけれども、職員の印象としては20年前に比べて精神障害の方も薬がよくなったせいか表情がよくなってきているというお話もありました。

質疑応答をその後行いまして、幾つかありますが、その中でかいつまんで、特に下線の部分を中心に説明させていただきたいんですけども、2ページ目のところで、「市内の企業の就職の実態は？」ということが1つテーマになりまして、企業はどうしても大きい企業が障害者就労の対象としてはなりやすいということで、雇用率を守らなければならない対象の企業が従業員50人以上ということですよ。市内の中小の企業の場合に、従業員50人以上の企業自身が少ないので、どうしても市外のほうが中心になってしまうという実態ということでした。

また、その雇用するのはトップだけけれども、対応するのは現場であって、現

場は自分の仕事を抱えながら障害者を見るという仕事がプラスされるということで、その担当者がそういう忙しい中でどういう対応をされるかということとちゃんと定着できるかどうかが決まってくるという実態であるということでした。

あと、ジョブコーチのお話もありましたけれども、年齢層についての質問がありまして、それでさいわいさん福祉センターのほうは20から30代がほとんど多いということですが、特徴的なものとして愛の手帳保持者の大学生の方も増えているということで、それが1つの特徴というふうにお話がありました。

就労支援室あおぞらのほうとしては中途障害で30、40代が多いということですが、昨年初めて18歳の方が来られたんですが、最近若い方が比較的増えてきているということとか、あと病名がバラエティーに富んできたということで、統合失調症だけではなくてパニック障害、摂食障害、鬱等さまざまな方が利用されているということでした。また、さいわい福祉センター利用者と同じように、大学4年で精神障害者の手帳を持っておられるという方も増えておられまして、発達障害の方なんかが多いということでした。

あと3ページのほうへ行きまして、引きこもりの方の把握とか支援、掘り起こしについてというのがちょっと話題になりまして、義務教育の間はつながっているけれども、高校でそのつながりが途切れる。16歳から18歳のフォローがない。そのまま引きこもって、気がつけば40歳という相談がハローワークに来られることもあると。それまで社会に出たことがないのに就職したいと言われた場合に、実際はなかなか難しい部分があるということですか、あと社会と接点を失う期間が長いと回復が難しい。把握のシステムが必要だし、接点がついたら継続することが必要ということで、社会との接点があるかどうかということが非常に大切だということですか、わかくさの卒園児の方も成人を祝う会など継続するようにしているけれども、関係が切れてしまう方もありまして、そういう方が引きこもりになった場合に心配ですということ。所属というのが大切ではないかというお話でした。また、地域の特別支援学校は拒否して、永福など職業校ならと受験して落ちて、結局、普通高校に行って、その後福祉的な支援がなくて就労できずに引きこもってしまわれるというケースもあるということですか、あと市役所で引きこもりの相談窓口はあるんですけども、本人・家族の相談がないとアプローチは難しいという現状。引きこもりについてはご本人の意思もあるので、支援者だけですか、そういうことではなかなか進展が難しいという状況にあるということでした。

あと各事業所からの意見とか現状もお聞きしまして、ハローワークにいらっ

しゃる方、ご本人が未成熟であったり、自己理解のやり方がわからないという場合に、なかなか就労が実現するということにハードルがあるというお話もいただきました。

最後に、研修会ということでずっと検討してきたんですけれども、東洋英和女学院の石渡先生に地域社会のネットワークづくりなどのテーマでお話ししていただきたいということが一応、相談支援部会では話が出まして、もしこちらでご了承いただければ、そういう方向で進めていければと思っております。

今回は9月5日か12日ということでやる予定でございまして、テーマとしては「児童について」ということをやる予定になっております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

部会での話し合いについてのご報告と、あと最後に研修会についての案というのが提案されております。まず初めに、話し合われた協議会の報告の内容につきまして、何かご質問とかございましたらよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。よろしいですか。

私、ちょっと大学におりますので、大学生で精神手帳とかの方が増えているというところで、実は大学のほうも今、障害学生の支援室などをつくる大学が増えてきまして、そういったところに相談に来る学生がやはりかなり増えてきています。特に4年生になるとやっぱり就職のことがあって、どうしてもそのままではちょっと就職は難しいというようなこととか、あと卒業が難しいといったような事情があって相談に来て、そのまま手帳取得へと動いていくというようなことが大変最近増えておりますね。実は手帳を取得するところまで行かないで、それこそ引きこもりでもないですけども、そこでとまってしまう、一歩手前でとまってしまうという学生も実はかなりいまして、潜在的にはほんとうにまだまだ潜んでいるという言い方はおかしいですが、かなりの数いるのかなと想像します。大学の状況ということでちょっとお話しさせていただきました。

ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら研修会のところの案につきまして、東洋英和女学院の石渡先生にお願いしたいというところで、皆様から何かこのことについて特段ご意見はないですか。よろしいですか。

では、石渡先生には何かもうあれですかね。つながりのようなものは。

【委員】 まだ。

【会長】 まだ。これから動き始めるというところですね。

【委員】 これからです。はい。

【会長】 わかりました。では、この案で進めていきたいと思えます。

こちらで用意した報告事項は以上ですけれども、皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項に移らせていただきます。協議事項の1番目、第4期障害福祉計画の点検・評価ということで、資料2-1-①、②の両方をごらんください。前回、途中まで振り返りということを行いましたので、今日は続きということになります。前回、数字が部分的に入っていない箇所が幾つかありましたので、その点につきまして、まず事務局からご説明をいただきたいと思えます。資料の3ページをごらんください。あと資料の2-1-②、こちらのほうもあわせてごらんください。

では、よろしく願いいたします。

【地域支援係長】 私のほうから、福祉施設から一般就労への移行実績についてご報告させていただきます。3ページ(2)になります。平成28年度、福祉施設から一般就労へ移行した方の実績人数としては13名の方となります。内訳としまして、就労移行支援サービスからの移行者が10名、就労継続支援B型からのサービスの移行者が2名、就労継続支援A型からの移行者が1名となっております。昨年度は10名ということで、今年度は若干数字が伸びている状況です。

あわせまして、昨年度のPDCA表の振り返りのご意見の中で、職場への定着に向けた支援のため、就労移行者の追跡調査を行ってはどうかというご意見をいただきましたので、今年度、状況を確認してみました。そちらが資料2-1-②となっております。平成27年度に就労した者が10名に対して、28年度継続して就労していた方が8名となっております。離職の理由については、すみません、ちょっと細かく追えていないんですけれども、先ほどの相談支援部会報告の中でも出ていたとおり、仕事へ定着するかどうかというのが職場の方の理解というところが大きいという話は聞いております。就職した方の担当者の方、その方との人間関係によって仕事を続けられるか、続けられないかというところが大きいとお聞きしております。また、追跡調査については継続して行っていったほうがいいのかというご意見を昨年度いただいているんですけれども、職場に定着して問題なければいほど定着支援が離れていくというような状況がございまして、引き続きこの方たちの状況を追っていくのはだんだん難しくなっていくのかなと思っております。かわりに平成30年度から職場定着支援、これが法内のサービスに移行されるというような情報も出ておりますので、そこら辺のサービスの内容をよく踏まえまして、こういった調査を続けていくほうがいいのか、それともそのサービスの内容をよく見てい

ったほうがいいのかというのを検討していければなと思っております。

私からは以上です。

【会長】 ありがとうございます。

今の点、前回のところでは数字が抜けておりました、まだまとまっていない状況でしたのでご報告できなかつたんですけれども、定着状況とあわせてご報告いただきました。このことについて何かご質問とかございますでしょうか。

先ほど高原さんからのご報告にあった担当者の対応次第というところが離職というところにもかかわっているのではないかというような推測ですけれども、高原さんとか、実感としてはいかがでしょうか。やはりそういうところがあるんですかね。

【委員】 私ども作業所から就労される方は何人かおりました、そこでの正職員の方との人間関係というところは一番大事なくらいで、仕事の内容が合うかどうかということももちろんあるんですけれども、そこでうまくいく方は比較的継続されますし、難しい方はちょっと継続されないだけではなくて病気のぐあいも悪くなってしまって、やめてしまわれて、その後、作業所に通えればいいんですが通えなくて、しばらく家で療養したりという方もおられますので、そのあたりは非常に重要なところかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

離職の理由とともに、逆に言うと継続している方がどういう形で継続がうまくいっているのかということところなんかも、この後いろいろ調べていくといいのかなと思います。

また、先ほど法律の改正というんでしょうかね、職場定着支援のあり方が変わっていくというところで、これに関しては、今回の状況調査は27年度就職者の28年度中の継続ということで1年間ということですので、この定着というのがどれぐらいの期間を意味するのかとか、そのあたりのところもきちんと今度は検討していかなければいけないのかなと思います。

ほかはいかがでしょう。

お願いいたします。

【委員】 すみません、吉澤です。定着というところで、今、澤会長からあったどのぐらいの年数を経たら定着と考えるかというところなんですけれども、およそ特別支援学校の卒業生で企業就労された方で、大きくやっぱり離職の動きが出るのが、3年間がどうであるかというのが1つの目安なのかなというのを、卒業生の実態を見ていてそのような印象を持っております。具体的なデータまでは、今、手持ちにないんですけれども。その際に、先ほど地域支援係長からあった、なかなか継続して追っていくのが難しいという話に関して、福祉

施設から一般就労された方が、例えば地域の就労支援センター、さいわいだったり、あおぞらに登録をされているのであれば、そこからの情報ということが、毎月毎月追っていかなくても、この調査をするときに、例えば3年間やるとして、その1年後のときにどうなのかというところの後追いができるのかな。詳しくわからないですけれども、この就職者の中にもし就労支援センターに登録をされていない方がいらっしゃるとしたら、そこは個別の事案になるかと思うんですが、もし定着を追っていくということになると、1つ3年が目安になるのではないかなというのが1点。

2点目が、全てを福祉課が担わなければいけないというところではなくて、地域にやっぱり就労支援センターがありますので、そこと協力してやっていくというのも1つの手なのかなと思いましたので発言しました。

【会長】 ありがとうございます。

継続して追っていく方法についても可能なやり方があるということと、3年が1つの目安ではないかというご意見をいただきました。この3年というのはやはりあれですか。3年たつとやめるという率はやっぱり上がってくる。

【委員】 吉澤です。1年以内がやはり一番危ない。1年以内がやはり多いなというのが、新卒の場合ですが、大きくあるなという。これは企業就労にかかわらずですけれども、1年が定着の1つの目安になるというところと。今ちょうど自校を含めて何校かのデータの取りまとめをしているんですけれども、3年経過したところで、それ以後の離職率といいますか離職者というのは、その前の3年間に比べるとやっぱりぐっと減るな。3年たった後の理由は、何かマッチングがうまくいかないですとか、そういうことだけではなくて生活状況がかなり変更されて、本人の要因だとか、企業様側の要因ということではない状況で離職される場合があるので、いわゆるうちから一般就労されたときの定着要因とはまた別の要因が3年たつと出てくるんだらうなというのが、すみません、これもまだデータを出せないんですけれども、あったので発言しました。

【会長】 ありがとうございます。

今のことは高原さんからのご説明の中にも少し出てきましたけれども、環境要因といいますか、周りの状況によって離職ということに至ってしまうというケースもあるということですね。

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら前回の続きということで、13ページをおあけください。前回は12ページの特定相談支援のところまで振り返りをしました。今日は13ページの各種サービスの実績の(6)番、自立支援医療のところから進めたいと思います。前回と同じように、まず実績内容につきまして、事務局か

ら概略の説明をいただいて、皆様方からご意見をいただきたいと思います。

それでは、沼田さん、よろしいでしょうか。よろしくお祈りします。

【管理係長】 管理係長の沼田です。13ページ、自立支援医療の実績からご報告させていただきます。まず、自立支援医療（更生・育成・精神通院）の28年度の実績ですが、すみません、更生と育成の数字が入っていないんですけども、更生医療の実績が82、育成医療が9となっております。更生・育成については、ほぼ計画値と数字が合っているんですけども、精神通院に関しては、想定していた数値よりも多い増え方になっている、1,988ということで実績が上がっております。

隣、14ページの補装具の欄をごらんください。28年度の実績、利用者数が265ということで、括弧内の計画値、280よりも少し少ない数字になっているんですけども、基本的には申請いただいたものに対しては、基準にのっとってお出ししているという状況でございます。事業として昨年度から始めた中等度難聴時補聴器事業の実績については、こちらのほうにはちょっと入っていないという形になります。

ページをめくっていただいて15ページ、地域生活支援事業の委託相談支援・成年後見制度利用支援の欄をごらんください。委託相談支援実施箇所としては、変わらず2カ所ということで、成年後見制度利用の件数については、1件利用があったということで、なかなか利用が広がっていかない状況ではあるんですけども、1件の実績があったという状況でございます。

16ページの移動支援事業をごらんください。実施箇所につきましては52カ所ということで、27年度から増えております。ただ、実利用者数については237名ということで、27年度の245に比べてちょっと数字が下がっている状況です。一月の利用時間につきましては2,575ということで、これも利用者と同様に少し昨年度より数字が下がっている状況でございます。

めくっていただいて17ページ、日常生活用具の欄をごらんください。28年度の実績として、介護・訓練支援用具の利用は19、自立生活支援用具の利用は20、在宅療養等支援用具の実績が23、情報・意思疎通支援用具の利用が23、排せつ管理支援利用部の利用が2,193、住宅改修が7点という実績になっております。こちらのほう、年度によって数字が大分上下する品目もあるんですけども、基本的には補装具と同様に、基準にのっとって申請いただいたものについてはお出しできている状況でございます。

隣の18ページ、日中一時支援をごらんください。平成28年度の実績、実施箇所は6カ所で変わらずという状況になっております。実利用者数については189名ということで、27年度の実績よりも数字が減っている状況ござ

います。手話通訳者・要約筆記者派遣のところをごらんください。手話通訳の派遣の実績として372件、要約筆記の実績として30件の派遣の結果となっております。手話通訳については、説明会等の行事もあったということで実績は増えていますが、要約筆記については若干減っている状況でございます。

⑥手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業をごらんください。こちらのほう、手話講習会を修了した人数になりますが、実績として28年度は65名ということで、27年度と同じ数値になっております。

ページ飛んで20ページをごらんください。⑦地域活動支援センターの実績でございます。こちらのほう、Ⅰ型とⅡ型がございまして、それぞれさいわいとめるくまーるという事業所になるんですが、28年度の実績として、実施箇所は1カ所、1カ所という形で、実利用者数については、Ⅰ型が61名、Ⅱ型が31名の実績になっております。

最後に21ページ、⑧その他ということで、自動車運転免許・改造助成事業の実績でございます。28年度の運転免許の助成制度の利用者は2名、自動車改造の利用者は1名という実績で、運転免許については若干減っているというか、4名から2名というふうに利用者が減っている状況でございます。

私からは以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

たくさんありますので、少し区切りながらご意見などいただきたいと思います。

それでは、13ページに戻っていただいて、まず自立支援医療についてということで、数字が抜けておりましたけれども、平成28年度、更生医療82、育成医療が9という数字が挙げられています。それから補装具のほうは、これは中等度難聴者への支援については含めないという数字で、中等度難聴の方は何名ほどというのはデータ、ありますでしょうか。

【管理係長】 4件です。

【会長】 4件ですね。4件ということであります。

いかがでしょうか。この13ページ、14ページのところでご質問、ご意見などございますでしょうか。

いずれもほぼ計画どおりというところではあるかと思えます。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、次のページをめくっていただいて、(8)の地域生活支援事業というところで、後見制度利用というところなんですけど、ここは1名というところで数字が出ております。このことについてはいかがでしょうか。なかなか周知とか制度利用の推進というところで情報がうまく伝わっていない

ということもあるのではないかというような改善点が書かれておりますが。

【委員】 すみません。

【会長】 高原さん、お願いいたします。

【委員】 成年後見制度の利用、こちらのほうは利用支援ということですので、直接、成年後見制度をやるというわけではないんですけれども、私どもの作業所でも成年後見制度を検討したり実際入っておられる方なんかもいらっしゃるんですが、ご自分の財産を管理していただいたり、意思決定を支援していただいたりということになるんですけれども、そういうときにどのような方が後見人になれるかというところで、いろいろちょっと問題も起きているという話も伺うんですが、そういうときにご本人が後見制度をどういう形で利用したいという意思がしっかりと反映されているかどうかというところなんかかなり大事なかなと思うんですけれども、そのあたりでもしご存じの方がおられましたら教えていただきたいなと思っているんですが。

【会長】 というご質問ですけれども、いかがでしょうかね。私はちょっと、このことについては十分理解ができていないところもあるんですが。

よろしく願いいたします。

【委員】 社会福祉協議会の大櫛です。市から成年後見制度の推進機関の委託を受けて実施しております。この市長申立て検討委員会なども実施させていただいております。状況といたしましては、高齢者向けの後見人制度となっているのがまず一番多いところです。もちろん中には知的障害の方、精神障害の方に対しての利用というのもできてはおりますが、今、高原委員がおっしゃられたように、担い手としてなる方の大半が弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さんという専門職の方が多いところになります。次に多いのが、現時点では親族の方となります。そうなりますと、ほんとうに障害の知識を持って後見人として支援できる方というのは、社会福祉士さんのような福祉の資格を持った方々ですと、ある程度担い手としてできるのかなというところではあります。やはりそれは全体の件数としても少ないところもあります。また、費用負担の問題などもございますので、なかなか実施に結びつかないというところがあるのもそういうところになるのかなと思っております。なお、どちらかというと成年後見は法律行為をかわるようなことを目的としておりますので、やはり一般的に多いのは、特に知的障害、精神障害の方に対して利用の多くは、親御さんが亡くなられて相続をする、そのときに本人にかわって判断をする必要が生じるというところで後見人を利用するということが多いかと思えます。ただ、もちろん後見人が選任されますと、よほどのことがない限りその方ずっと支援が続くということにもなりますので、そこでやはり適切な後見人が担

えればというところには課題があるのかなとは認識しているところではあります。

【会長】 ありがとうございます。

これは、ちょっとすみません、素人質問のようなものになってしまうんですが、需要としてはすごく多いんでしょうか。

【委員】 こちら辺はむしろ親の会さんとかグループホームの方からもよいのかなとは思いますが、実際に親御さんが高齢化になられた後、どうしてもやはりずっとというわけにはいかないと。そういったところかわって後見という言葉でもありますので、支えてあげられるような人というところであるかとは思いますが、需要はないことはないと思うんですけども、やはりそれに制度がかわれるほどの準備ができていないところにはないかと思えます。私のほうは以上です。

【会長】 ありがとうございます。

長田さんから何かございますか。

【委員】 親の会の中にはすでに必要ではないかと思いき方がいらっしゃいます。いざ、その制度を利用するとなると、手続き・費用について大きな課題になっています。利用促進法という法律が、昨年できたようですが、東京都育成会では、継続して勉強会が行われています。

【会長】 どうですかね。実感として手続的なところの煩雑さのようなものが大きいのか、やっぱり精神的な、財産を預けるといような、そちらの心の面、不安というんですかね、そちらのほうやっぱり大きいんでしょうかね。

【委員】 両方ですね。

【会長】 両方ですかね。なるほど。

【委員】 これまで親御さんが管理なさっていたわけですから、親の考えと後見人さんのお仕事の役割があり、その関係が難しいことがあると聞いたことがあります。

【会長】 ありがとうございます。次年度以降の計画を今年度つくらなければいけないというところで、なかなか数字だけでははかりにくい部分があるということが今の話からすごくよくわかりました。ただ、数値としては出さなければいけないということもありますので、今いただいたご意見なんかも十分加味して、次の計画を考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、②の移動支援事業について、こちらについては、毎回のようになっていますが、やはりヘルパー不足あるいはマッチングの課題というのが挙げられております。利用時間、実利用者数ともほぼ横ばいぐらいなんですけれども、実際には潜在的にはすごくもっと需要が多いと。ただ、なかなか人手不足とマ

ツチングの課題があつて、うまく活用できていないという部分があるというのはずっと課題として挙げられております。いかがでしょうか。皆さんからご意見とかご質問、ございますでしょうか。

ここは解決策の検討を行うと一番下に書いてあります。これをどのようにしていくのかというのはちょっと大きなテーマになるかなとは思いますがけれども。

有馬さん、いいですか。何か言いたげ。

【委員】 有馬です。解決策は。

【会長】 難しいですか。

【委員】 難しいですね。ほんとうに。来る前、直前も、ずっと断られて4件目ですっていってお電話があったところですけども。うちも月1回ぐらいしか受けられませんけれども、それでもいいですかみたいなお返事をしているので。どこの事業所も、別に東久留米に限らず、他市の、実施箇所が52カ所となっていますけれども、東久留米で52カ所あるわけでは決してないので、ほんとうにどこの市でも人手不足でお断りしているというのが、新規は受け付けませんという事業所がととも増えていると思います。この事業をやめますという事業所も出てきていると思いますし、ほんとうに、放課後デイの影響というわけではないと思いますけれども、平日の児童の利用がもうほとんどありません。あるとしたら送迎ぐらい。学校の、1人通学に向けての見守りぐらいの支援なので、なかなか、そこの1時間のためにヘルパーを1人抱えてということも、ヘルパーにとってもそれは収入にならないしということ、以前はやっぱり3時間、4時間の移動支援が定期的であれば、じゃあこの日はあけておきますねというヘルパーがいましたけれども、やっぱりなかなか。土日はできませんというヘルパーがいれば、ニーズはあってもお応えできないし。平日と土日、あとグループホームの利用の方のフォローもかなり出てきていますし、いろいろな面でほんとうに大変だと思っています。

【会長】 ありがとうございます。なかなか厳しい状況だということのを改めてわかりましたけれども。

【委員】 あともう1点ですけども、前回も言ったと思うんですが、やはりこの移動支援ができてから単価が全く上がっていないので、最賃が230円上がっていますから、その230円分が事業所負担で、皆さんヘルパーにお支払いをしています。介護給付のほうは処遇改善のほうで少しずつヘルパーさんに還元できる分は出ていますけれども、移動支援に関しては全くそれがないですから、なかなか厳しいです。

【会長】 報酬というか収入の部分ですね。これは財政の部分とかかわってきてしまうところで、なかなか難しい面もあると思うんですが、人を増やすと

いう上では、やはりお金ということは少し手をつけていくことも考えていかなきゃいけないですね。わかりました。

ほかはいかがでしょうか。

お願いいたします。どうぞ。

【委員】 後藤です。今言って、依頼をして、断られた方というのは、どういう対処をしているんでしょうかね。事業所のほうにお願いして、事業所のほうではもう手いっぱい、受けられませんかと断られた方は、その後どういう、何ていうか、処置というか、やっているんでしょうか。

【委員】 有馬ですけれども、ご家族が対応されていると思います。ですからほんとうに高齢、土曜とか日曜でもお断りをすれば、高齢の保護者の方が、40歳ぐらいで体も大きくなった利用者さんを70歳のお母さんがやっぱり連れて散歩に出ているというのが実態だと思います。こちらもなるべくご家庭の状況を判断しながら優先順位をつけてお受けはしていますけれども、やっぱりお断りもありますから、ほんとうに申しわけないなと思いながらお断りをしていきます。

【委員】 わかりました。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に移る前に、ちょうど1時間ほどたちましたので、ここで一度休憩を挟みたいと思います。10分間の休憩を挟みたいと思います。

(休 憩)

【会長】 それでは、再開したいと思います。17ページのところから始めたいと思います。日常生活用具のところです。全体的に、昨年と比べると実績は上がっているかと思います。いかがでしょうか。この点につきまして、何かご意見とかございますでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら18ページの④⑤⑥と続きますが、⑤と⑥は手話のことですので、まず④について、日中一時支援のことについて何かご質問とかございますでしょうか。

平成24年度から追ってみますと、上がり、下がり、上がり、下がりといったような、若干変動がありつつ安定しているというような状況かと思います。

よろしいですか。

お願いいたします。

【委員】 吉澤です。ここに係らないかもしれないんですけども、19ページの意見、評価、改善のところ、意見の一番最後のところに、成人期の日中

活動終了後の支援について課題があるというのが意見として出ていて、これ、すごく重いなと思いつつながら、当然課題が重過ぎて、評価や改善に具体例が書けないのかなと思ったりしていたんですけども、④のところとは違うのかもしれないんですが、⑤⑥のところとも違う気がして、今、話をさせていただいたんですが、難しいですよ。

実は特別支援学校が年に1度、障害福祉課懇談会というのを行わせていただいております、学校の在学の保護者と障害福祉課の方との懇談会というのを行わせていただいているんですが、昨年度、東久留米で行わせていただいたときに、いわゆる大人の放デイって必要ですよという話が出まして、前福祉支援係長のほうから、その必要度は認めているんだけど、かかる予算措置がないところではなかなか立ち上げられない、ニーズがあるというのはすごく理解していますという話があって、予算措置があったら何か変わるかもしれないという話を本校の保護者はされているので、多分、今年度もそれが話題になってくるだろうなと思いつつ、今、話させていただきました。

【会長】 ありがとうございます。

この後、アンケートのことについてもちょっと議論いただくんですが、アンケートの中にはそのような項目は。これは後でまたアンケートを見ていただくときにちょっと振り返りたいと思います。かなり潜在的なニーズは大きいんじゃないかということですね。

よろしいですか。

【委員】 磯部です。成人期のほうではなかなかやっぱりそういう学齢期の人たちのニーズって直接的には来ないのであれなんですけれども、放課後等デイの目的が子供たちの育成みたいところにあるのと同時に、親の就労保障という2面があって、その1つ、就労保障として継続性というのがあるのかなという部分では、この日中一時で対応するというのも考えられるんですけども、ほんとうに障害のある人が常にグループで過ごさなければならない状況というのが、なかなかやっぱりまだまだ我々、私なんか特に受けとめ切れなくて、先ほどの移動支援で自分が好きなところに行きたいというのであれば、それは大事なことなのかなと思うんですが、1つのくくりで、グループで見ていくということがほんとうにその人のためになるのかというところでは、いろいろところで議論していかなくちゃいけないだろうなと思っているんです。ただ、親御さんのニーズ、就労を継続するというところは、それはそれでまた大事なことでもあるので、多分、通所の側としては、通所時間が短いみたいなことで今度、親御さんからいろいろ言うてくるだろうなという予想はしていますが、それまでにあと2年ぐらいあるのかなと思いつつながら。という状況です。

【会長】 ありがとうございます。磯部委員のほうから。

【委員】 いいですか。

【会長】 はい。

【委員】 放課後デイ、うちもやっているのですが、ほんとうにお母さんたちにとっては、もう学校が終わったら放課後デイが当たり前で、月曜から土曜まで、土曜は利用されていない方もいますけれども、月金はほぼ皆さん、ほとんどの方が週5日利用されています。ほかに週4日、3日の方は、その2日は何か習い事に行ったりとかでご利用されているので、それもあって移動支援が全く使われていないんですね。なので、それが当たり前になっている状況で、18歳、卒業しました、じゃあ3時半、4時で帰ってきますというのは、多分、今、特別支援学校に行かれていますお母さんたちの中では、想像ができていないんじゃないのかなと思います。だから、ただ、それが、さっき磯部さんがおっしゃられたみたいに、放デイを提供している私たちもこれでいいのかと思いつつやっているのですが、こちらの事業所側の思いと親の思いというのは、かなり差があるんだなというのは感じます。ただ、そこに、ニーズがあるからやりましょうというのがいいのか、悩むところです。

【会長】 ありがとうございます。

できる、できないというところは当然出てくるとは思いますけれども、ただ、個人的な考えですが、ニーズはニーズとしてやはりちゃんとどこかできちんとまとめておく必要はあるのかなという感じはしますね。

【委員】 磯部ですけれども、前に学齢期の親御さんたちで市内の作業所の見学をしたんですね。そのときにやっぱり通所を見学する親よりも、入所、市内にもあるんですけれども、すごくたくさん来たんですね。だからある意味では入所ということを考えていく。グループホームってまだまだ365日まで対応できないというところで、親の就労保障ということを考えてときに、そっち側に行ってしまう可能性もなくはないのかなというところでは、やっぱりほんとうに今のうちにしっかりと話をしていかないと、ちょっとなかなか厳しい時代が来るのかなと。現実、通所も職員が少ないから、やっぱりその声に応えられない。体力もないし。日中一時支援も、そんなに単価がいいわけでもないという中で、親御さんのニーズ、ご本人のニーズと親御さんのニーズがあると思うんですけれども、親御さんのニーズが優先すると、どちらかという地域を離れていくような可能性というのが、ニーズとして出てくることが多いんじゃないかなというののもちょっと危惧されるのかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 すみません。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 この18ページ、手話通訳派遣についてですけれども。

【会長】 ちょっとお待ちください。それでは、日中一時支援のほうはちょっと一度ここで区切らせていただいてよろしいですか。

じゃあ平山さん、お願いいたします。次の手話のことについて。

【委員】 いいですか。すみません。この手話通訳派遣などの資料を見ますと、毎年どんどん利用者が増えていると思います。それでも手話通訳の数が、利用者と通訳の数が少しずつれてしまうような気がするんですけれども。数がどんどん増えることに対して通訳の数は増えない。皆さんもごらんのように手話通訳者になるためには長い時間がかかるし、確かないろいろな言葉を知っている必要があるとかいろいろな条件で、なかなか通訳にとれる数は少ないですね。ほんとうに狭き門を通らなければならないという状態なんですけれども、去年、障害者差別解消法がスタートしたことにより、聞こえない人ももっと通訳を依頼する数もどんどん増えてくると思いますので、その辺、利用者が増える、通訳は足りない、その辺はどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思うんですけれども。去年もまた質問したような感じもしますけれども、もう一度。

【会長】 ありがとうございます。

今のことは⑤のところかと思うんですが、確かに第3期に比べると第4期はかなり増えていると、激増の一步手前ぐらいまで行っているのかなという感じはいたしますので、おそらく次の第5期のところでは、これはかなり数字のところを見直す必要が出てくるかと思います。

あと⑥番のところなんですけれども、これちょっと私のほうからお伺いしたいんですが、今の講習会の構造というんでしょうかね、どういう。例えば入門とか基礎とかというのは、幾つクラスがつくられているんでしょうか。

【委員】 ここの手話講習会は入門、基礎、応用、実践と4クラスあります。しかし、この開く目的は初めから手話通訳者養成ということではなくてボランティアといいますか、聞こえない人に会ったときに簡単な会話ができるぐらいというのが2年間、それからは一応切りかえて手話通訳養成という名前になっています。しかし手話通訳になるにはかなり難しい面もあるんですけれども、私たちももう少し、障害福祉課ともどういう方法で通訳を養成するかというところ、今話し合いが少し始まったばかりなんですけど、それで私たちの合理的配慮を考えると、いつでもどこでもすぐという通訳の人が来てくれるのがベストと思っているんですけれども、そのこともいろいろ相談させていただきたいなと思っているんですが。

【会長】 ありがとうございます。

ちょっと伺わせていただいたのは、入門から実践まで、だんだんレベルが上がっていくかと思うんですけれども、入門から実践に向かって何人ぐらいの人が継続して続けられていくのかとか、そのあたりのところが数としてわかると、次の計画を立てるときの数値というところに多少反映できるのかなと思いたので。

【委員】 実際は、手話講習会は広く市民誰でも学べるようなシステム。そうすると、大変失礼な言い方かもしれませんが、高齢の人が入ってくると、通訳になるのはすごく難しい面もありますわね。なくすればと思いますけれども、そうするとやっぱり若い人で勉強意欲がある人と分けないと、上手に通訳を養成するのが難しい面があるんです。今は一応広く門戸を広げて、誰でもいらっしゃいという状態なんですけれども、そうすると暇だから行く、会社やめたから行くみたいな気持ちだけだと教えるのには少し無理がある。通訳を養成するまで少し無理がある面もあるんです。

【会長】 なるほど。わかりました。

もし可能であるならば、ほんとうに次の計画ということ考えたときに、実際にそういったところの講習会に来てくださる方が、どういう目的で来られて、どういった年齢層の方が来られてというようなところが少しわかると思いますので。

【委員】 そうですね。制限は悪いけれども、やっぱり70歳で通訳は難しくなる。申しわけないんですけれども。

【会長】 ぜひ平山さんのほうでわかるところでも構いませんので、そのあたりの実情について、どこかでまとめて報告していただけるとありがたいかなと。

よろしいでしょうか。⑤番、⑥番。

では、20ページの⑦番に移ります。地域活動支援センターの種類というところなんですけれども、これも61、31といったような利用者数が提示されています。ほぼ見込みどおりというところかと思えます。

いかがでしょうか、これは。飯島さんとかいかがですか。何かありますか。

【委員】 飯島ですが、ちょっとまだ事業の内容を深く理解していない部分があるんですけれども、いわゆる、これは通所のイメージだと思うんですが、通所をして日々活動して帰りますという形だと思うんですけれども、数が妥当かどうかというのは、ちょっと僕もまだわからない状態なんです。現状は今そんなには利用者の数は多くはないというところは感じているところなんですけれども。

【会長】 ありがとうございます。

金森さんから何かございますから。

【委員】 めるくまーは、I型をさせていただいております。28年度については幾つかよかったなと思っているところがあります。登録している方が前年に比べて10人以上増えて、76名になりました。計画相談では全体で155人の方に利用いただきました。1人でも多くの方に来ていただきたいという私たちの思いなので、この登録の方がさらに増えるように努力していきたいと思っています。

それから一日あたり、現時点では大体15名ぐらいの方の利用実態なのですが、最低20人以上の方に利用していただけるように、プログラムの内容も含めて、職員の資質とかいろいろな勉強も含めて、課題をクリアするために努力していきたいと思っています。

【会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら最後のページになります。21ページ、自動車運転免許あるいは自動車改造助成事業についてです。ここに書いてある数字のとおりですけども、全体的に少し減少傾向なのかなというところですか。いかがでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、振り返りのほうはここで一応終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続きなんですけど、協議事項の2番目に移らせていただきます。第5期障害福祉計画の策定に係るアンケート調査票についてということで、資料2-2をごらんください。前回、原案をご提示させていただいて、皆様方からご意見をということでしたが、特段これについてのご意見はあまり寄せられなかったということです。その後、少し部分的に幾つか変わったところがあるかと思しますので、その点について、では、事務局のほうでご説明をお願いしたいと思います。

【委員】 すみません。

【会長】 はい。

【委員】 日常生活のことについての、やりたいんですけども。

【会長】 すみません、先ほどの振り返りのところですか。

【委員】 アンケートのほう。

【会長】 アンケートのほうですか。わかりました。ちょっとじゃあまず事務局から概要を説明していただいた後でもよろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 では、よろしく願いいたします。

【管理係長】 では、資料2-2、障害や病気のある方の地域での生活と共

生に関する意識調査（案）をごらんください。こちらの、まずアンケートの基本的なつくりになります。前回のアンケートは、3年前に実施したアンケートは、障害者計画と障害福祉計画を合わせた計画のためのアンケートだったので、質問項目も50項目を超えるちょっと大きいアンケートになっていたんですが、今回は福祉計画にかかわるアンケートということで、アンケートの中身をサービスの利用にかかわるものに絞って作成させていただきました。なので前回アンケートから障害者計画の部分を主に削った形でつくらせていただいております。

では、ページごとにざっと中身の説明をさせていただきます。まず1ページをごらんください。「あなた（あて名のご本人）自身について」ということで、ご本人の、回答される方、性別、年齢、お住いの大体の場所をここで答えていただいております。

2ページ目、問5からなんですけれども、こちらのほうで障害種別、等級であったり、また、どこに住んでいるかということで居住の実態を調べさせていただいています。こちらあたりは前回、前々回からの変わらぬ部分ということで、逆に問6の部分については、障害をお持ちの方がどういった生活をされているかというのが、過去3年、6年、9年の中でデータがとれるかなと考えております。

3ページ、「障害福祉施策全般について」をごらんください。問7「福祉に関する情報は、主にどこから得ていますか」というところで、市報が前回では一番多かったんですけれども、どういったところから情報収集されているかというところをアンケートしたいと思います。

問8についてなんですけれども、こちら前回アンケートと同じ質問項目になるんですが、選択肢をちょっと増やさせていただいております。⑦に社会福祉協議会、前回入っていなかったんですけれども、入れさせていただきました。障害福祉計画の振り返りの中でも、成年後見制度の周知であるとか、そういったご意見をいただきましたので、社会福祉協議会そのほかでも障害福祉にかかわる部署になっておりますので、周知の状況を確認したいと思います。

問9についてなんですけれども、この計画自体の周知をここで確認するという事になっております。

問10なんですけれども、このあたりは知っていますかというものが続いているんですが、こちらの協議会をまず知っていますかということで、また、あわせて地域自立支援協議会というのはどういうものかという説明を入れさせていただいて、質問と同時に周知も兼ねるというようなつくりになっております。

問11については、福祉全般について、かなりざっばくな質問の形になるん

ですけれども、充実しているか、していないかというところの感じを記入していただく。どのように感じられているかというところを記入していただきたいと思っております。

障害への理解についてということでヘルプカードを住みよいまちづくり部会の中で作成したものですけれども、そちらの周知について、また改めてこちらで確認したいと思っております。

問13の虐待防止法について、こちらのほうも知っていますかというような形になるんですが、あわせてこちらにも説明文をつけることによって、回答された方に対して周知もしていきたいというものになっております。

めくっていただいて5ページ、問14ですね。差別解消法について。こちらにも虐待防止法と同様、知っていますかという質問になるんですけれども、中段のところの説明文を入れることによって、あわせて制度の周知を図りたいと思っております。

問15についてですが、こちら、「10年前に比べて理解が深まっていると思いますか」ということで、前回の引き続きのアンケートになるんですが、こういった制度が周知されることによって、結果として障害者への理解が深まっているかということを利用して調査してまいりたいと思っております。

問16、成年後見制度についてということで、こちらのほうも知っていますかというアンケートにはなるんですが、あわせて制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

6ページ、「4日常生活について」ということで、こちらのほうは生活状況をお聞きするようなアンケートになっております。問17「日常生活で困っていることはありますか」ということで、質問項目、思いつくものということではありますが、11項目用意させていただいております。

問18についてですが、「今後、どのような生活を送りたいと思いますか」ということで、家族と暮らしたい、ひとり暮らしをしたい、施設入所を希望されるか、またグループホームを希望されるかといったところで、このあたりが地域移行の意向を確認してまいりたいと考えております。

問19についてですが、一般就労、就労継続や定着の話が先ほど出ましたが、「どのような支援が必要だと思いますか」ということで、こちらのアンケートも引き続き実施したいと思っております。

めくっていただいて7ページ、「障害福祉サービスについて」、こちらのほうは問20ということで、表に主なサービスを列挙して、利用の希望を聞くような形になっております。こちらのアンケートの結果がある程度次の福祉計画の計画値の参考数値になっていくのかなと考えております。

問 2 1、「あなたは、障害福祉サービスの利用に関して困っていることがありますか」。あわせて問の 2 2、「障害福祉サービスに、満足していますか」ということで、現在の制度やサービスに対する満足度であったり、不便なところだったり、そういったところをこのアンケートで拾っていただけると考えております。

問 2 3 なのですが、こちらが新しい設問になっておりまして、30 年度から予定されている福祉サービスについて、利用の希望があるかどうかというところではございますが、まだ新しいサービスが始まっていない中で、名前だけ聞いても答えられないだろうということで、①自立生活援助、②就労定着支援、③居宅訪問による児童発達支援ということで、サービスの中身について、ちょっと文字ではありますが、書かせていただいております。そちらを読んでいた上で、これらのサービスを今後利用されるかどうかというところをアンケート調査したいと考えております。

問 2 4 についてですが、こちらのほう、前回の協議会でご意見をいただきました、いわゆる 65 歳問題、介護との切りかえのところ、まず制度を知って、原則として介護保険の適用になることを知っていますかというところを聞いた上で、知っていた方について、どういったことを不安に思われているかというところをアンケートしたいと考えております。

また、あわせて隣の 10 ページの上段ですが、介護保険サービスへの移行の内容ということで、実際、制度がどうなっているかというところで、例えば①障害福祉にしかないサービスはそのまま利用できますよと。②利用者負担については、30 年の法改正で減免の対応が予定されていますよと。また③既に障害福祉サービスを利用されている方の場合、介護保険の支給上限量を超えた部分については障害福祉で引き続き提供されますよと。そういったところをご説明させていただいて、不安に思われている部分の幾つかはこういったことで解消できるのかなということで、周知も含めて説明を載せさせていただこうと考えております。

問 2 5、「差別や権利侵害について」ということですが、こちらのほうも新たにつくった設問になります。差別解消法が施行されて、その中で今までどういった差別を受けたことがあるかというようなアンケートになるんですけども、このあたりが逆に、今後どういったところで周知をしていく必要があるのかとか、そういった資料になるのかなということで設問のほうを用意させていただきました。

めくっていただいて 11 ページ、問 2 6、災害時の設問になるんですけども、住みよいまちづくり部会の中で今後検討していくに当たって、「災害時に避

難が必要な場合、家族以外で地域に支援をお願いできる方はいますか」ということで、まず、いるか、いないかと聞いた上で、その方はどういった方かということ、今の実態をここで1つ把握したいと思っています。すみません、26-1の4の地域という字が誤字になっていますので、こちらは修正させていただきますと思います。

最後に12ページの8で、「行政が重点的に取り組むべき施策について」ということで、かなり全体的な部分になってしまうんですけども、今後重点的に取り組むべきという施策はどれですかということで選択肢17用意させていただいて、ご回答していただきたいと考えております。

アンケートの発送数についてなんですが、3,500を予定しておきまして、前回アンケートは一般の方も対象にしたんですが、今回は障害をお持ちの、もしくは難病の方、当事者のみということで予定しております。ただ、次の計画には発達障害も含めた障害児も対象になっていくということで、その意見をどう反映するかということで、割合としては児童の抽出率を高く設定する予定になっております。また、アンケートは3,500で発送させていただくんですけども、これからちょっと調整して、例えばさいわい福祉センターであるとか、めるくまーる、または市内の図書館であるとか、そういったところにアンケートを置かせていただいて、パブリックコメントのように、希望される方は回答できるような形をとって、それを周知することによって発達障害をお持ちの方の、発達障害のリストというものが障害福祉課にはないものなので、郵送で送ることはできないんですけども、協力していただける方についてはそういったところでご回答していただきたいと考えております。

私からは以上になります。

【会長】 ありがとうございます。細かいところまでご説明をいただきました。

たくさんありますので、まず見ていただいてというところなんですが、小田島さん、先ほどちょっと遮ってしまいましたけれども、ご意見をいただければと思います。

【委員】 いいですか。言った順に生活保護なんですけれども、怒っているのは、やっぱりお金が、今まで大分、ひとり暮らしだとかかるんですね。何でも、電気とか、水道とか。水道はもう市でやってくれるからいいけれども、ほかのものに取って使っちゃうと、生活ができなくなっちゃうんですよ。俺たちのお金がほんとうに少なくて。そこが一番ネックになっていて、どうやったら、やり方がわからなくて、自分も障害の者で、1カ月分はどうやっていくのが全然できないんで、そこでやっぱり給料を上げてもらっても、よく言われるの

は、生活保護だから上がらないと。給料はやらないということでやられたら、ほんとうに食えなくなっちゃうんだよね、僕たち。それだけ足りないようなお金をもらっているんですよ。生活保護で。はっきり言って。ここにもどっかにお金のことが書いてある。市役所で隠して書いていないのかもしれないけれども、この紙の中に1枚入っていますので。

それと、やっぱりあと一番困るのはごみですね。ごみもやっぱり自分たちでできないんです。分け方ができなくて。介護者に言うと、介護者がもう「俺たちはもう時間だから帰ります。お金が出ません」と言われて、これもほんとうに、俺もほんとうに困っちゃうんですけれども、山にしていいいのかって。ごみなんか投げられないんだから、自分たちで。ほんとうに無理なんですよ、これ。いくら分けろと言われてたって、こんな袋をもらったって、どういうふうに分けていくのって。それがどんどんこれからももっと難しくなっちゃうんじゃないかなって思っています。それで自分たちもわかるんだけれども、やっぱり近所迷惑になっちゃうわけだから、ごみもあちこちしちゃうから、何とかしてくれると言われると、俺たちもできないし、そこがほんとうのごみのときにやっぱり。だから1回、ピープルに持ってきて、ごみを渡して、それでピープルでやってもらったんだけれども、そのときは200円払えと言われて、200円、ないお金を払って、大変なときがあった。

あと介護者の時間が全然少なくて、何かやってももらったって、ごみを1つやってもらうのも、やっぱり家があるから残業はできないって。お金はそんなにもっていないんだからって言われて、すごく自分たちが悩んでいて、ひとり暮らしなんかやったって意味がないというのがだんだんわかってきたんで、はっきり。自分たちもほかの会議に行ったってお金もっていないし、これ以上ほんとうに。お金の問題だよ、これ、はっきり言って。どうやったらいいのかって市役所はどうせ黙ってんじゃん。何も今まで言ってないじゃん。それで、あれだ、これだと言われたって、俺たち先のことを言われたってわからない、はっきり言って。

それだけです。すみません。

【会長】 ありがとうございます。

今、小田島さんからいただいたご意見ですけれども、質問の中身としては、例えば8ページの間の21とか、あるいは10ページの間の25でしょうか、こういったところで労働条件のことですか、サービスの利用回数のことですか、反映できるかなとは思いますが。

それからごみの分け方については、できればごみの担当課長がいらしたところで聞いていただければよかったのかもしれませんが、今のお話は非常に現実

的な課題としてほんとうにあると思いますね。実際ごみを出すためだけにヘルパーさんと呼ぶということもできないでしょうから、そのあたりのところはどうかですね。

【委員】 思っているところはもっとあるんですけども。

【会長】 ちょっと引き取らせて、私が引き取るのかな、引き取らせていただいて、ごみ対策課のほうにご報告だけでもお願いできればと思います。ごみに関しては小田島さんのみならず、我々も大分不安のあるところなんですけれども。

【委員】 そういう人がピープルに山ほどいるんで、困っている人が。僕だけじゃなくてね、他の人もいるんで。やっぱりそこは何とかしてほしいなって。障害者にとって無理があるなというのがある。

【会長】 わかりました。そうしましたらちょっと係のほうを通じてごみ対策課長のほうに伝えていただくようにしたいと思います。

あとは特に順番を定めませんので、どこでも構いませんので、ここは少し修正したほうがいいんじゃないかとか。

これは、今後のスケジュール的にはどういう形になりますかね。

【管理係長】 スケジュール的には、今回ご意見をいただいて、ただ、ご意見をいただく場としては、このものについては今日が最後という形になります。発送が7月の中旬、下旬を予定しておりまして、締め切りを8月の中旬と考えております。ただ、前回と同様に、そこで1回、送らせていただいた方全員にもう1回はがきで提出をお願いしますといったものを送らせていただいて、最終的に締め切って集計を始めるのが9月の中旬ぐらいですね。そこで回収率がようやく出るということになります。中のデータをクロス集計等して調査の結果をご報告できるのが、そこから1カ月ないし2カ月ぐらいお時間をいただきたいと考えております。

【会長】 ありがとうございます。

人数的にもかなり規模が大きいので、集計もそれなりの時間がかかるかと思えます。来年の計画のことを考えますと、今のスケジュールでほんとうにぎりぎりぐらいかと思えますので、できるだけ今日この場でご意見があればぜひ出していただきたいと思うんですけども。

【委員】 すみません、知識としてなんですけれども、3,500人に出すということですが、ごめんなさい、東久留米の人口と、その中で障害を持っている方は何人で、その中の多分3,500人だと思うんですけども、その数字だけだけいたらありがたいかなと思っているんですけども。知っている方が……。

【会長】 よろしいですか。先ほどちょっと事務局ともお話しさせていただ

いたんですが、3,500という数は、パーセンテージで言うと4割ぐらいのパーセンテージになります。全障害者数に対する40%ぐらいの割合ということなので、アンケート調査の常識からするとかなりハイパーセンテージだとは思いますが。ですので、そういう意味ではかなり丁寧なアンケートになるかと思えます。ただ、先ほども事務局からありましたけれども、発達障害の方に関して、なかなかこのアンケートを届けさせるやり方というのがちょっと見えにくいということで、幾つかご協力を頂かなければいけないのかなと思っております。よろしいでしょうか。

【委員】 人口は。

【会長】 約11万7千人くらいです。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 あとはいかがでしょうかね。先ほど吉澤さんからちょっと出てきた成人の、放課後等デイサービスとは言わないですね、何というんでしょうかね、のことについてはどうでしょうかね。もし入れるとしたら一番最後の問の27ですかね。ここで4番目に児童の放課後や余暇活動の充実というのが入っていますので、もし加えるとするところに成人というような項目を入れてもいいのかなとは思いますが。

吉澤さんから何かありますか。

【委員】 ないものなので、入れるのは難しいだろうなと思うんですけども、もし入れていただけるのであれば潜在的なニーズを把握できるかなと思いますので、ぜひと思います。

あわせてなんですけれども、ごめんなさい、この意識調査とは別個で、今ちょうど他市も5期の福祉計画ということで、いろいろ学校への調査依頼が多く来ています。ほかの市から。どうしても来るのが高等部在学段階の市内在籍者と予想される進路についてのデータ、それから本校の場合、小学部、中学部がありますので、その市内在籍者数ということの把握の意味での調査というのが来ているんですけども、東久留米市はそういう予定はないのかなというところで、それをせずに実態が把握されているということであれば構わないんですが、これまでかかわってきた、前任校も含めてですと、この近隣ですと小平市、西東京市はやはりそういう調査をされていたなという覚えがあるので、ほんとうはあるといいのかなとちらっと思って今発言をしました。

【会長】 学校に対する調査ということですかね。

【委員】 次の福祉計画をつくるに当たって、やっぱり児童・生徒、市内にどれぐらいの数があるのかというところの把握はやっぱりされたいんだろうなと思っていたので。

【管理係長】 よろしいですか。

【会長】 すみません。

【管理係長】 今後の予定の部分にもなるんですが、夏に当事者団体であったり、事業所に対するヒアリングを行う予定になっておりまして、それに合わせて各学校のほうに卒業生の動向をちょっと調査させていただいて、このアンケートとヒアリングの結果をあわせて計画値を設定していく予定になっております。

【会長】 そうしますと今、吉澤委員のほうから出たことについては一応やっていただけということ。

【管理係長】 予定しているということで、よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 さいわいの飯島です。1ページの住まいを聞いているんですが、市外という意味合いだけちょっと確認していただけたらと思うんですけども、市外に住んでいるというところで、このアンケートに反映されるという形だと思うんですが、多分、在勤だとか、そういうことをちょっと確認できたということ。市外に住んでいるということで、東久留米市の障害福祉計画に何らかの影響を与える数が、さっきの4割以上の人になるはずはないんですけども、どうなんでしょうかということ。

【会長】 磯部さんが答えを持っていらっしゃるような。

【委員】 え？

【会長】 違うんですか。

【委員】 磯部ですが、多分、市外というのはグループホームで、市内の方が市外のグループホームを利用されている方が何人かいると思うんで、その方たちを対象にしているんじゃないかなと思うんですけども、よろしいでしょうか。

施設もあるのか。入所施設も。

基本的には東久留米市民の方を対象にして、市外で入所施設に入ったりとか、グループホームに入っているんです。

【会長】 市民で市外を利用している方ということですね。そうすると聞き方として市外という聞き方も微妙ですけどもね。何とも言いにくい感じはしますね。ちょっとここ、市外じゃなくて少し説明を加えたほうがいいかもしれないですね。

【委員】 何となくニュアンスがわかりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかはいかがでしょう。

【委員】 いいですか。

【会長】 はい、お願いいたします。

【委員】 表紙の「障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査」。「共生」というのはどういう意味かなというのがちょっと質問。このテーマの質問と、基本的には地域での生活ということで、障害福祉計画も地域でということになると思うので、できれば6ページの間18に、障害者のための入所施設に入りたいというのはどうなのかなという。先ほどの話じゃないけれども、今回は学齢期の。できればやっぱり、市内の中で入所施設はあるはあるんですけども、地域で暮らすということを軸にした設問のほうがいいのかないのかなというのが1つ。

あとルビをもうちょっと離してもらえると何かいいかなという。

あと11ページの間26の中で、災害時、家族以外でというところでは、もう一つ通っている施設、括弧して「グループホームを含む」みたいなのもちよっと入れておいたほうがいいのかないかなとは思いました。

とりあえず以上です。

【会長】 ありがとうございます。

これ、アンケートのタイトルは何かこういうタイトルでやりなさいというようなものがあるのでしょうか。

特にないですか。そうすると少し考えてもいいということですね。

【障害福祉課長】 会長。

【会長】 はい。

【障害福祉課長】 前回のアンケートでもこういう同じ内容でやっておりません。

【会長】 なるほど、そういうことなんですね。同じのほうがいいのかないかな。そうですね、前回はあれですよ、計画のほうが入っていたので共生という言葉も非常に意味合いがあったかとは思うんですね。今回は当事者の方中心でということなので、とはいっても共生的な内容も入っていないかなので、いいのかないかなという気はしますが。

【委員】 前回は障害のない市民にも設問したという意味で。

【会長】 そうですね。

【委員】 ということですね。

【会長】 ただ、どうでしょうかね、共生という言葉を広めるというか、見ていただくという意味でもこの形でいいのかないかなという気もいたしますので、よろしいでしょうか、磯部さん。何か違和感感じますでしょうか。

【委員】 いえいえ。

【会長】 大丈夫ですか。

【委員】 とうか基本的に、この地域、東久留米でどうやって生きていくのかという、それに関する意識調査ということであれば、その軸で設問もつくっていただけるとありがたいなと思ったので。

【会長】 ありがとうございます。

そうですね、ちょっと問18の3番ですかね。あるいは4番も含むのかな。どうでしょうかね。これは確かに、後ろ向きとは言いませんけれども、目標とすべきところとはちょっと逆向きのところかなという感じはします。おそらくこれ、入れておくところにつける人は結構いそうな気はします。それが正直な値だと言えればそれまでなんですが、うーんというところですね。難しいなあ。確かにこれ、入所施設に入りたいというストレートな表現は。

どうぞ。すみません。

【委員】 国の方針はあれども、ニーズはあると思います。

【会長】 なるほど。

【委員】 グループホームの現状があります。

【会長】 わかります。つまりあったほうがいいということですね。

【委員】 はい。

【委員】 あったほうがいい？

【委員】 はい。

【委員】 すみません、吉澤です。グループホームのほうが先ですよ、きつと。思いを伝えるのであれば、グループホームに入居したいが少なくとも3番目にあって、入所施設を希望される必要度があるというのはやっぱりあると思うので。

【委員】 そうはいつでもという現実があります。

【委員】 でも、それが先に来て、その後にグループホームというのは。

【委員】 そうですね。

【委員】 何かちょっと違うのかなという気はします。

【委員】 そうですね。

【会長】 そうですね。

【委員】 磯部ですけれども、そのニーズというのは親御さんのニーズなんですね。

【委員】 そうです。

【委員】 そちら辺のすみ分けができると。本人は希望しているかどうかというのはまた。

【委員】 やむなくというケースが現実にあります。

【委員】 磯部です。それはわかるけれども。こういうアンケートをして、たくさん入所施設に入りたいとなったときどうするの？ 困っちゃうよね、役所もね。

【委員】 それはそれで。入所施設から地域にという福祉計画と逆行する。

【委員】 そうはいつでも現実があるということも知っていただきたいと思います。

【委員】 そこは別のところに書くとかだめなんですか。

【委員】 まあ、そうです。

【委員】 いいですか。1つだけ。飯島ですが、各設間に「代筆の場合は、ご記入者のごことをお答えください」というふうに書いてあるんですね。このところには、日常生活についてはそれも入れておけば、ただ、そうですね、親の思いなのか、当事者の考え方なのかで全然違ってくる部分があると思うんですけれども、もう確実に「代筆の場合は、ご記入者のごことをお答えください」というふうにしてしまえば、親、代筆者の思いというふうに見てとれちゃうとは思うんですね。

【会長】 そうですね。

すみません、よろしいですか。これ、単純な言い回しの問題なんですけれども、代筆の場合のご記入者のごことについてというのは、ご記入者というのはつまり代筆者のごことですか。つまり親御さんが書いた場合は、親御さんの気持ちを書けということですか。

【管理係長】 そうことです。

【会長】 そういう意味なんですね。

【管理係長】 一応、問の1のところ、実際書いていただいている方を書く欄があるので、そこで必要に応じてクロス集計する中で、ご本人が回答したもののうち、回答率の高いものと、例えば代筆されているご家族の方が回答している場合に多いご意見とか回答というのを拾い上げることができるということです。

【会長】 つまり、これ、ちょっと言葉がわかりにくいですね、やっぱり。宛名ご本人の場合の代筆者というのと、ご家族の方が書いた場合は代筆者ではないのですね、こここのところ。そういうことですよ。だから、それぞれの場所に入っている「代筆の場合は」というところは、これは「宛名以外の方は」とか、「家族の方は」というような書き方にしないと、ちょっとわかりにくいかもしれないですね。それであるならば、今、長田さんがおっしゃったような、入所施設へ入りたいというようなことも、ご家族のニーズとしてある。本人が

もちろん書かれたかもしれないし。ここ、分けて分析ができますよね。

【委員】 磯部ですけれども、想定される状況としては、やっぱりグループホームが完全に家庭から離れて365日見られるような状況ではまだないところが多いと思うんですね。そういうところだとなかなか不安なので、入所施設に入れざるを得ないとかという答えがあると思うんです。だから親御さんだつてストレートに、もううちの子は入所施設に入れたいんだっていうのではなくて、多分やむにやまれて入れざるを得ないという答えを、そういうふうな答えになるような、ここではなくて別なところで出せるほうがいいのか、逆に。

【会長】 なるほど。

【委員】 そうしないと、施策の方向性としては、じゃあ入所施設をつくれればいいのかなというふうになると思うし、グループホームがまだまだ不完全だということであれば、じゃあそこをどういうふうによくしていくのかという、施策の方向性がそこで随分変わるのかなと思うので、何かそういう……。

【会長】 わかりました。問として分けるか、あるいは問18の中で少し表現を変えるかというところですね。分けたほうがはっきりはしますかね。ちょっとこれはご意見をいただいた上で、今、磯部さんがおっしゃったような考え方を少し踏まえて直ささせていただいてもよろしいでしょうかね。この欄には入所施設に入りたいという希望的な書かれ方がしていますけれども、そこをちょっと取り除いて、別建てで少し考えたほうがいいのかもしいかな。例えば、そうですね、どこがいいのかな。ほかの質問項目の中で、例えば問17とかのところに入れてもいいのかもしれないですね。例えば生活について自立的な生活を送りたいのだけれどもなかなか難しいところがあるみたいな、そういった選択肢を問17の中に含めるというのも1つのやり方かなと思いますね。あるいはまったく別建てにするか。ただ、全く別建てにすると入所施設への潜在的な希望の有無みたいなものをストレートに聞くことになってしまうので、それもそれでちょっとどうかなという気はするんですね。なかなかちょっと悩ましいところですけども。

【委員】 18と17を入れかえて、18の後に、どんな生活を送りたいかというのと、その後に日常生活で困っていることの中に今言ったようなこととか入れると連動できる。

【会長】 そうですね。

【委員】 いいですか。何か18って「どのような生活」というよりは「どこで生活を送りたいか」かなと思うと、家族か1人なのか入所施設なのかグループホームなのか、今はわからないというのが丸がしやすいのかな。

【会長】 「どこで」と。

【委員】 「どこで」「どのような」というとなかなか難しいですね。

【会長】 確かにね。いろいろな意味が含まれますよね。

【委員】 入所施設は入れたほうがいい？

【委員】 え？ とうか入所施設って別に障害、高齢分けなくても、言葉がないと選択のしようがないとうか、だからこの「現在入所中も含む」となっちゃうと、現在入所している人たちはこれからも入所施設なのかなと思って3番に丸しちゃうかなと思うんですけども、入所している人たちも、今後どこで生活を送りたいですかと聞いたら、ひとり暮らしかグループホームと言うかもしれないなと思うと、この「現在入所中も含む」という言葉は、ちょっとあまりよくないかなと思います。

【委員】 選択肢として。

【委員】 選択肢として入所施設というのは、言葉はあったほうがいいんじゃないのかなと私は思います。順番は最後にとおもいますけれども。

【会長】 いかがでしょうか。ちょっと私の考えでどうかと思うんですが、問18の設問を、「あなたは今後」ではなく「将来」として、「あなたは将来どこで生活を送りたいと思いますか」。1番の家族、ひとり暮らし。でもどこでひとり暮らしするんだ。ちょっとおかしいな。「あなたは将来」、やっぱり「どのような生活」になりますかね。ひとり暮らしは場所ではないので、「あなたは将来どのような生活を送りたいと」。

【委員】 「どのような生活の場で暮らしたいと思いますか」ですか。

【会長】 「生活の場で暮らしたいと思いますか」。で、「家族と暮らす、ひとり暮らしをする、入所施設に入る、グループホームに入居する、わからない」というふうに「何々したい」という表現をちょっと取るのと、「現在入所中も含む」という表現は、確かにちょっとこれ誘導尋問的などころがありますので、これはちょっと外していただいて、もう1回言いますと「あなたは今後、どのような生活の場で暮らしたいと思いますか」。「1、家族と暮らす、2、ひとり暮らしをする、3としてグループホームに入居する、4、入所施設に入る、5、わからない、6、その他」とした上で17と18の順番を入れかえて、17にも、地域での生活をしたければ現状では入所施設、どう言ったらいいのかな、入所施設に入らざるを得ないというようなものを入れてもいいかなと。そうすると、例えば問18で入所施設に入りたいと希望し、問17でもやっぱり入所施設が必要だと答える人と、将来はひとり暮らしをしたい、けど今は入所施設なんだというふうに答える人と、もしかすると分かれるのかもしれない。分かれないうのかもしれないけれども。そういうふうに先々の希望とか将来、未来ということと今の現状ということで、ちょっと分けて考えられるような設

問の並びではいかがでしょうか。ちょっとやり過ぎですか。

【委員】 そのほうがいいと思います。要するに対象があって、それで細かい自分の生活の姿があるから、考える人も順番で来るから、答えやすいと思います。

【会長】 いかがですかね、磯部さん。長田さん。

【委員】 そうですね。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 じゃあちょっと文言のほうは、事務局含めて少しこちらのほうで検討させていただいて、今のような構成を少し変えていきたいと思います。

そのほかいかがですか。

【委員】 有馬です。すみません、ちょっと細かいこと。12ページの8番と9番で、「就労系事業所の定員の拡大」というのと「重度の障害者の日中活動場所の確保」というので、これ、多分両方とも日中の場所の、重度の方とB型とかA型のことだとは思いますが、何か重度の方は「確保」なんだ。ちょっと何かどうですかね、吉澤先生。

【会長】 ちょっとこの言葉に、やや意味合いが入っちゃっているというか。「定員の拡大」。「場所の拡大」でもいいですけどもね。

【委員】 吉澤です。9のほうの「確保」がひっかかりますよね。

【委員】 確保でいいのか。中身はいいのか。

【委員】 確保じゃないんですね。

【委員】 場所があればいいのという。

【委員】 そうですね。

【会長】 「場所の拡大」でいかがですか。今、全くゼロということではないわけでしょ？ ゼロなのかしら。

【委員】 「重度の障害者の日中活動の充実と場所の確保」。

【会長】 なるほど。「の充実と場所の確保」。何かちょっと折衷案ですけども、でも一番しっくりくるかもしれませんね。じゃあ、いかがですか。磯部さんのご意見をいただくということでよろしいですかね。

事務局では、メモできていますか。

【管理係長】 はい、大丈夫です。

【会長】 ほかはいかがでしょうかね。

これは私からなんですけれども、問15なんですけど、「10年前に比べて深まっていると思いますか」のところは、これは「わかりません」という選択肢はやっぱり入れておいたほうがよくないですかね。10年前は住んでいなかった

という人もいらっしゃるかもしれないので。

あと問の8のところに、これはどうなんでしょうか。学校を入れるというのは、教育と福祉というところでは分けなきゃいけないところなんじゃないかな。相談窓口という意味では、学校というのも1つの大きな場所だとは思いますが。ただ、教育機関と、どちらかというと福祉機関ということで、組織的にはちょっと違うところに位置づいているんですけれども。もし問題がなければ、例えば特別支援学校とか、近隣の特別支援学校とか、そういうような表現を入れてもいいかなと思うんですが。よろしいですかね。

いかがでしょうか。大分時間が迫ってしまいましたが、ほかはいかがでしょう。

【委員】 すみません。

【会長】 はい。

【委員】 ちょっと細かいんですけれども、問1で、「この調査票を書く方は誰ですか」と聞いていて、各設問で「代筆の場合は」と書いてあるんですが、書く意味があるのかな。そこまで。もう問1で大丈夫じゃないかなと思うんですけれども。問1の、ご家族が書くんだったらもう家族の意思でこのアンケート調査は終結するんだと思うんですけれども、ご本人だったら、代筆される場合は宛名の方の代弁者として書くという形だと思うので、それぞれ必要ないのかなと思ったんですが。

【会長】 なるほどね。

【委員】 あえて言うと2と3にはそうやって書いてあって、4以降は別に書いていないんです。何だろうと思って。

【管理係長】 先生、よろしいですか。

【会長】 はい。

【管理係長】 ちょっとその部分については、表紙のところをご記入中のお願いというところで修正させていただいて、例えば「代筆の場合はご本人のお気持ちになって回答してください」とか、そういったふうに工夫をさせていただいて、そのあたり、代筆の場合でもご本人の気持ちで書いているのか、それともご本人のなかなか意思が確認できない状況の中でご家族が回答していたかというのをわかるように工夫しますので。

【会長】 じゃあ、その部分はよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。ちょっと時間が大分迫ってきてしまったんですが。

【委員】 すみません。

【会長】 はい。

【委員】 問8の③のところなんですけれども、民間の相談支援事業所というの

は、これは計画相談事業所のことになりますでしょうか。

【会長】 　　ですよね、これは。

【委員】 　　そうしますと「民間の」というよりはただの「計画相談事業所」にしたほうがわかりやすいのかなと。

【会長】 　　計画相談事業所。計画相談等支援事業所。

いかがでしょうか、今のご意見は。よろしいですか。

じゃあ、高原さんのご意見で、「民間の」という部分を削って、「計画」という言葉は入れたほうがよろしいでしょうかね。いかがでしょうか。ニュアンス的には。

【管理係長】 　　一般相談という枠組みもあるので、計画相談に絞らないほうがいいのかと思います。

【会長】 　　そうしましたら「相談支援事業所」というような書き方で民間の部分。

【委員】 　　特定相談支援に。上のほうが一般ですので、特定相談事業所ですとあれかなと思います。

【会長】 　　そういうことですね。なるほど。①②とのあれですね。

【委員】 　　違いということです。

【会長】 　　違いを出すということですね。特定相談事業所。と言うと何か分かりにくいような気がします。「①②以外の」とかというほうがストレートですね。

【委員】 　　そのほうがよりわかりいい感じがしますね。①②以外というふうなこと。

【会長】 　　「以外の」というのでいいですかね。ストレートなほうがいいかもしれないですね。

【委員】 　　はい。

【会長】 　　はい。

【委員】 　　親の会では、全国育成会の関係で行政から依頼され、当事者団体としてピュアカウンセリングの位置づけで知的障害の相談をお受けしています。身体障害の方も、月1回ですか、同じような形で、それもピュアカウンセリングみたいな形でさせていただいているものもございまして、知的の場合はいつも相談にお見えになる方がいらっしゃいます、ほぼ。ですので、それはどういうふうに盛り込めばいいのかという。

【会長】 　　多分、ここに書いてある「相談窓口」という言葉が、何か公のことを意識しているんだとは思いますが、先ほど私も、ここに学校を入れたらどうかという話をさせていただきましたが、窓口は窓口として、実際の

相談の場所は場所として、あってもいいと思いますので、むしろあったほうがいいのかなど。計画云々にはかかわらず、やっぱり意識調査とか実態調査的な意味がありますので、どうでしょうかね、入れてみるのもいいんじゃないでしょうか。その場合の表現というのは、どういう表現になるのが一番よろしいですかね。

【委員】 広報で何か書いてありました？

【委員】 そうです。広報に載っているところ。

【委員】 市の広報。

【委員】 市報。はい。

【会長】 それは、ただ、障害種別的にいろいろあるということなんですかね。

【委員】 知的と身体。

【会長】 知的と身体。

【委員】 はい。

【会長】 いかがでしょうか。そこを加えることはできますか。

【管理係長】 そうですね。ちょっと文言を考えて入れさせていただきたいと思います。

【会長】 事務局の仕事を増やしてしまいましたが、お願いいたします。

たくさんご意見をいただいてありがとうございます。多分、事務局の中で整理されているかと思いますが、繰り返しはここではやりませんが、整理しませんが、いただいたご意見を反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、協議事項のその他ということで、皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、全体のその他ということで、何かございませんか。

事務局のほうから何かございますか。特段、よろしいですか。

それでは、次回の日程だけ確認して終了したいと思います。次回、予定では9月の21日木曜日、時間は14時半から。場所のほうはまた追ってお知らせすることになるかと思いますが、9月21日木曜日14時半から始めたいと思います。

それでは、長い時間ありがとうございました。これで第2回地域自立支援協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —